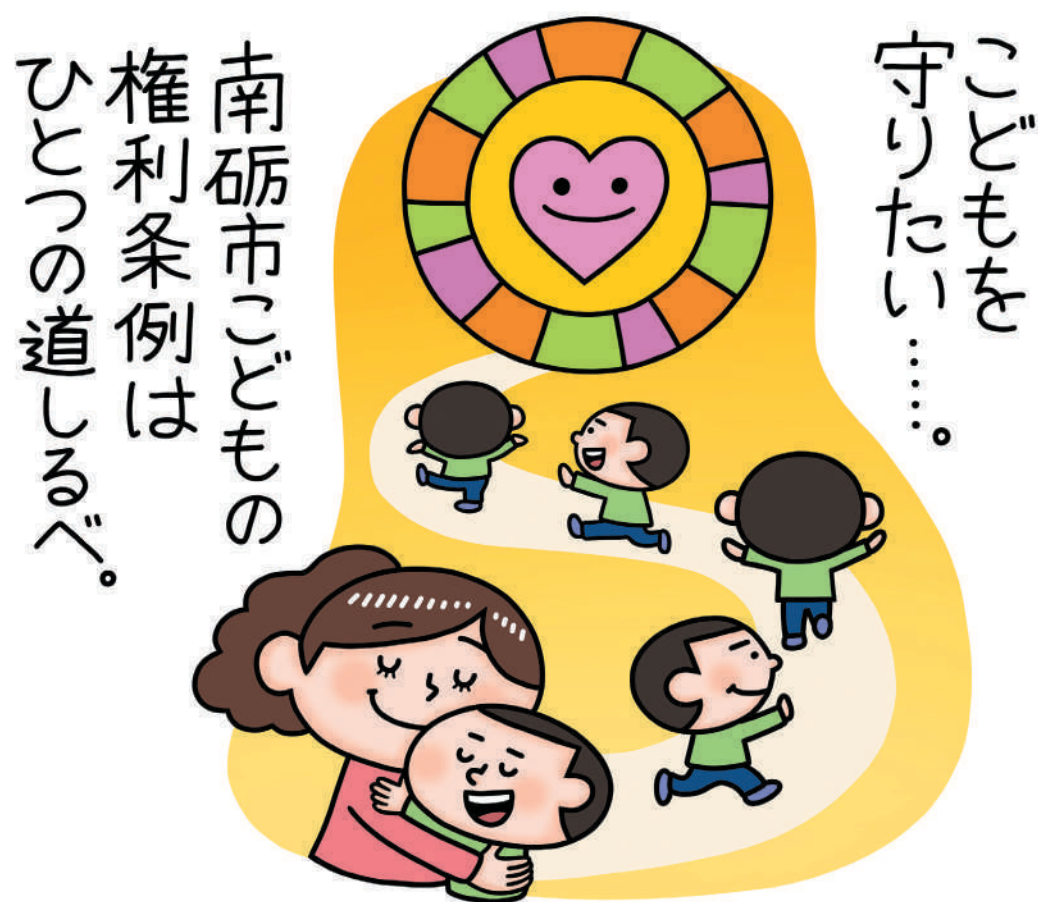


## ◆ 第1章 総則

### 【目的】

第1条 1. この条例は、子どもの権利条約と日本国憲法やこども基本法に基づき、こどもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。



南砺市こどもの  
権利条例は  
ひとつの道しるべ。

こどもを  
守りたい……。



解説

この条例は、国の批准した子どもの権利条約と、日本国憲法やこども基本法の理念について、市として実現を目指すものです。  
こどもの権利を明確化し、こどもが生活するそれぞれの分野ごとにその役割を定め、社会全体でそれを保障することを目的としています。

### 【定義】

- 第2条 1. この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。
2. この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。



全てが宝もの。

自分の心と体で  
体験したことは



解説

この条例でいう、こどもについて定義をしています。

- 1 南砺市こどもの権利条例では、年齢や通っている場所で必要なサポートがとぎれないよう、心と体の発達の過程にある人を「こども」としています。こどもたちがそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。
- 2 こどもの最善の利益とは、「こどもに関係することを決めるときには、そのこどもにとって、何が一番大切なことなのかということが考えられなければならない」ということです。この「こどもの最善の利益」は、条例を運用する上で最も重要な考えとなります。